

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	地域環境整備対策費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 11 年度	根拠	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行。 ・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止。 				
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	258	258	235	3,747	3,914	3,906	715	
決算額（22年度は見込み）	167	41	227	3,418	3,145	3,123	715	
人件費		3,539	5,225	5,245	3,388	2,443		
【事務分担量】（%）		70	90	150	90	70		
合計（+）	167	3,580	5,452	8,663	6,533	5,566	715	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	167	3,580	5,452	8,663	6,533	5,566	715	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	届出件数	3	7	4	7	4	4	
	事業者による説明会回数	8	17	7	7	4	4	
	地域関係者会議の回数	10	27	23	50	19	23	
	アドバイザー派遣回数	1	1	3	7	3	2	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	アドバイザー報酬	244	アドバイザー報酬	203	アドバイザー報酬	670
	非常勤職員報酬	2,557	非常勤職員報酬	2,557			
旅費	アドバイザー・非常勤旅費	13	アドバイザー・非常勤旅費	10	アドバイザー・非常勤旅費	26	
食糧費	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	
使用料	会場使用料	6	会場使用料	4	会場使用料	18	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 22年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	75	63	66	70	70	要望取入項目数 / 要望項目数 22年度は見込み

（問題点・課題 指標分析）	<p>1・地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との調整。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。 <p>2・開発事業者と地域住民との協議・調整期の長さの問題はないか。（長期に及ぶ場合がある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月間という短期間の間に双方の合意形成を図ることに無理が生じる場合がある。 <p>3・紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。 ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> ・19年度、手続きをよりスムーズに行うために、詳細なマニュアルを作成した。今後は、必要に応じてマニュアルの改正を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が変わっても、条例による指導が一定となり、引継ぎも容易にできる。
<ul style="list-style-type: none"> ・建設計画に伴う解体工事のトラブルを防止するため、区が一定のルールをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に伴うトラブルでルールの手続きが遅れることを防止できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

（要 状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	開発許可制度	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	能見 和哉	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 43 年度	根拠	都市計画法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更に対し公共施設の設置等を義務付けることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的としている。				
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者				
内容	区画形質の変更：道路の新設・廃止、1m以上の切土・盛土 以下の技術基準に適合している必要がある。 ・予定建築物が用途地域等に適合していること ・接続先道路、開発区域内の道路、公園等が基準に適合していること ・給排水施設が基準に適合していること ・申請者に必要な資力及び信用があること ・工事施工者に必要な能力があること ・関係区域及び関連区域内の所有者等の同意を得ていること *要綱、条例等の内容を併せて指導。				
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 以下改正多数 平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる 審査請求 2件（H10・H11） 国・都・区が行う開発行為についても開発許可の対象となる都市計画法の改正が行われた。（平成18年5月31日公布）				
必要性	都市計画法に定められた事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費		6,895	4,270	2,562	5,506	6,922		
【事務分担量】（%）		80	50	30	65	85		
合計（+）	0	6,895	4,270	2,562	5,506	6,922	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	6,895	4,270	2,562	5,506	6,922	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	許可件数(基準:許可日)	5	2	2	1	1	4	4
	開発登録簿写しの交付(部数)	15	11	24	25	24	33	25

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	許可までの日数（審査期間）	8/1 =8日	12/1 =12日	45/4 =11日	10日	10日	標準処理期間65日を短縮させる。 (5ha未満の場合)
	審査請求件数	0	0	0	0	0	厳正な審査を行い、審査請求件数を0にする。

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請件数が少ないため、事務処理能力の向上を図りにくい。 ・いわゆる開発逃れを未然に防止する手段がない。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事務処理マニュアルを作成する。	審査期間の短縮が図れる。
事前審査を厳格に行い、関係部署との情報交換、連携をより一層図る。	より公平で公正な市街地開発の誘導が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要な事務である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	都市計画審議会費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠	都市計画法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等についての調査、審議、答申または建議する。 ・ 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人 ・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。 				
経過	昭和47年 4月 1日 荒川区都市計画審議会条例施行 5月 9日 第1回都市計画審議会開催 平成12年 4月 1日 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、条例・規則を改正 6月 1日 新たな委員構成による委員の委嘱 10月 20日 条例・規則の改正後の第2回都市計画審議会から会議の公開を実施				
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,023	1,111	1,096	1,097	1,101	1,175	1,175	
決算額（22年度は見込み）	586	215	618	453	868	489	1,175	
人件費		6,125	2,186	2,683	1,881	814		
【事務分担量】（%）		100	40	90	50	20		
合計（+）	586	6,340	2,804	3,136	2,749	1,303	1,175	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	586	6,340	2,804	3,136	2,749	1,303	1,175	
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開催回数	3	1	3	2	4	2	4
	委員平均参加率	70	75	85	90	82	97	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	審議会委員報酬	726	審議会委員報酬	420	審議会委員報酬
特別旅費	審議会委員旅費	6	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	80	
食糧費	会議用賄い費	18	会議用賄い費	9	会議用賄い費	18	
役務費	会議録速記委託料	95	会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	164	
使用料	開催会場使用料	24	開催会場使用料	8	開催会場使用料	26	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	審議会開催件数	2	4	2	4	-	必要に応じて開催 22年度は見込み
	案件審議件数	3	3	2	4	-	必要に応じて開催 22年度は見込み

（問題点・課題分析）	審議にあたっては、案件が専門的な内容が多いため、区民代表委員の発言が少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
審議会前に、区民代表の委員への勉強会を実施する。	審議会の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	日暮里・舎人ライナーの利用促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 60 年度	根拠			
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	新交通システム日暮里・舎人ライナーは昭和60年運輸政策審議会「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」の答申の中で位置づけられ、区部北東部の交通利便性の向上と、沿線地域の発展を目的として整備されたものである。荒川区としては、開業を契機に駅周辺を含む沿線の開発を行い、活力ある街づくりを推進し、もって利用促進を図る。				
対象者等	日暮里・舎人ライナー利用者、沿線事業者・居住者 等				
内容	<p>日暮里・舎人ライナーは、区内の日暮里駅を起点として、足立区の舎人地区に至る延長約9.8kmの新交通システムである。地元自治体として区は、経営安定化を図るため、利用促進を推進する。</p> <p>（参考）【整備概要等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート 日暮里駅～見沼代親水公園（延長約9.7km） ・駅数 13駅 区内4駅（日暮里、西日暮里、赤土小学校前、熊野前）、足立区内9駅 ・開業日 平成20年3月30日 ・運賃 160円～320円（日暮里～西日暮里・赤土小学校前 160円、日暮里～熊野前 220円） ・事業費 1,528億円（\mathcal{O}77部：834億円、\mathcal{O}77外部：435億円、他関連街路：259億円） ・整備主体 \mathcal{O}77外部における沿線区負担 荒川区10億円 足立区30億円 ・所要時間 \mathcal{O}77部（軌道の支柱、桁、駅部の主要構造物等）：東京都建設局 ・輸送システム \mathcal{O}77外部（車両、電気、通信等各種設備等）：東京都地下鉄建設株式会社 ・運転方式 約20分（表定速度 約29km/h） ・構造形式 側方案内軌条方式による新交通システム 5輻編成（定員257人、全長約45m） ・構造形式 自動運転 ・構造形式 複線、高架方式 				
経過	<p>昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で建設を位置づけられる</p> <p>昭和60年度 日暮里～舎人間 新交通システム等基礎調査実施（荒川区・足立区共同調査）</p> <p>61年 2月 日暮里・舎人線建設促進協議会発足</p> <p>平成 8年 8月 都市計画決定</p> <p>8年11月 開業目標年次の変更（H11年度 H15年度）</p> <p>9年12月 足立区舎人公園において起工式</p> <p>平成11年度 東京都は需要予測、建設費等について見直しを発表</p> <p>4月 東京都新交通建設事務所を西日暮里に開設</p> <p>8月 荒川区内の工事に着工（明治通りとの交差部）</p> <p>13年 4月 車両基地の位置等の都市計画変更</p> <p>11月 開業目標年次の変更（H15年度 H19年度）</p> <p>16年 4月 荒川横断橋りょう架設、車両基地着工式</p> <p>平成17年度 建設費等について見直し</p> <p>18年 6月 桁締結式</p> <p>11月 路線名・駅名の決定 路線名：日暮里・舎人ライナー</p> <p>19年 6月 試験運転の開始</p> <p>20年 3月 開業</p>				
必要性	利用促進にあたり、活力ある街づくりが不可欠であり、沿線事業者・居住者、事業者である東京都交通局との連携が必要である。				
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>・ 営業主である東京都交通局から関連情報を収集し、連絡調整、協議を緊密に行う。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	218	147	126,815	999,105	8,600	-	-	
決算額（22年度は見込み）	194	89	91,099	813,455	4,718	-	-	
人件費		6,033	5,978	5,978	847	407		
【事務分担当】（%）		70	70	70	10	5		
合計（+）	194	6,122	97,077	819,433	5,565	407	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	194	6,122	97,077	819,433	5,565	407	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		職員旅費	都市モノ協参加旅費	34			
負担金補助及び交付金	都市モノ協分担金等 維持管理負担金	850 3,834					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	日暮里・舎人ライナーの整備進捗率	100%	100%	100%	100%	100%	事業費換算 平成19年度開業
	乗車人数（一日あたり）		35,000人	37,000人	40,000人		
	工事に係る地元協議会開催回数	24回					毎月開催（日暮里、西日暮里地区） 平成19年度まで実施

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・各駅周辺の街づくりの推進を図る ・日暮里・舎人ライナー駅施設おける利用促進に資する施策の検討
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 日暮里・舎人ライナー沿線区（足立区、北区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	日暮里・舎人ライナーの利用促進	沿線地区の活性化と利用者増

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	沿線地区の活性化のために利用促進を図る必要がある

議会質問状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・14一定「日暮里・舎人線の平成19年度開業について」 ・14四定「尾久橋通りの景観を重視した整備について」 ・16四定「駅舎毎の特徴を出す工夫について」 ・17一定「日舎線開業見通しについて」 ・17二定「日舎線進捗状況と見通し、（仮称）熊野前駅と駅西側地域との連絡機能について」 ・17四定「日舎線西日暮里駅乗降口の弱者対策について」 ・18二定「日暮里・舎人線沿線の街づくりについて」 ・18四定「日暮里・舎人ライナー開業イベントの開催について」 ・19二定「日暮里・舎人ライナー赤土小学校前駅 駅務職員の配置について」
------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都市復興計画	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠	荒川区災害対策基本条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今後は、演習を通じて同マニュアルの見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。				
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区				
内容	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効であるため、被害想定に基づき導入可能な整備手法の検討を行う。				
経過	年度 9・ 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都） 10・ 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都） 11・ 荒川区地域防災計画の改訂 12・ 東京都震災対策条例公布 13・ 2月 東京都震災復興グランドデザイン 2月 被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施 10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正 14・ 12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京都震災復興マニュアル改訂 15・ 9月 荒川区都市復興マニュアル策定 19・ 3月 東京都地域防災計画改訂 21・ 3月 東京都区市町村震災復興標準マニュアル策定 被災宅地危険度判定士 37名（平成21年度末現在）				
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、平常時から復興のモデルプランを備えておくことが有効である。モデルプランは震災後、地区住民が話し合いを進めるための叩き台となる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費		862	1,708	1,281	1,694	1,222		
【事務分担当量】（%）		10	20	15	20	15		
合計（+）	0	862	1,708	1,281	1,694	1,222	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	862	1,708	1,281	1,694	1,222	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指標	復興計画素案作成	10	10	30	40	100	事例調査：10%、現状分析：30% 方針策定：40%、骨格案作成：70%、 素案作成：80%、策定完了：100%

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策は、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興に区分できるが、当区においては を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。 ・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示する必要がある。 ・平成21年度に改正した都市計画マスタープラン及び地域防災計画を踏まえ、平常時のまちづくりと復興計画の考え方との整合を検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 14 区 未実施 8 区）</p> <p>都市復興マニュアル策定区 港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
改正した都市計画マスタープラン及び地域防災計画など関連行政計画との整合を図るための改正を行う。	復興計画素案の計画性を高める
都市の経年変化に合った実効性ある素案に改正する	復興計画素案の実効性を高める

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	能見 和哉	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	土地利用現況調査費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 61 年度	根拠法令等	都市計画法		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を行う。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	<p>主体事項</p> <p>都市計画法第6条の規定に基づき、都道府県が主体となり実施する都市計画に関する基礎調査の一部を、都から委託を受け下記調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年に一回（直近：平成20年度） ・土地利用現況調査 都市計画基礎調査のための実地調査：概ね5年に一回（直近：平成18年度） <p>付属事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記土地利用現況調査結果は、都指定の地図情報データ（東京デジタルマップ）を組込んだサーバーにデータ保存し、荒川区都市計画情報システムとして、維持、管理している。 ・都市計画基礎調査の結果は、社会経済状況の変化を踏まえ、都市計画変更の必要性の検討等に供する。（用途地域等の一斉見直しは、概ね8年に一回。（直近は平成16年度）） ・用途地域等を記載した都市計画図を作成する。（毎年） ・まちづくり施策の基礎資料等の作成に供する白図を作成する。（毎年） 				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・16年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム（HP用）構築（平成19年度） 統合型GISシステム導入（平成21年度）により維持管理の一部を情報システム課へ（平成22年度）				
必要性	都市計画法に定められた事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（21年度委託 第一航業株）1,522千円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	2,457	1,150	14,224	1,966	1,525	2,050	1,312	
決算額（22年度は見込み）	1,910	1,124	14,181	1,943	1,523	1,523	1,312	
人件費		4,310	2,562	3,416	6,353	2,036		
【事務分担量】（%）		50	30	40	75	25		
合計（+）	1,910	5,434	16,743	5,359	7,876	3,559	1,312	
国（特定財源）								
都（特定財源）			4,824		677			
その他（特定財源）								
一般財源	1,910	5,434	11,919	5,359	7,199	3,559	1,312	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	建物データ(棟数)			40,190				
	荒川区都市計画図(部)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	荒川区白図(部)	100	100	100	100	100	100	100

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	システム管理	1,523	システム管理	1,523	システム管理	1,312

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	都市計画情報システム（GIS）の利用端末数	20	20	20	20	20	20ライセンス取得完了
	データ整備率（％）	100	100	100	100	100	平成13年度土地利用現況調査よりデータ整理をシステム化し、整備率は100%（更新は5年毎）完了

（問題点・課題分析）	<p>法に定める土地利用現況調査の項目のデータを整備した都市計画情報システムをベースとして、まちづくり情報・道路・公園のデータ等を付加することで、総合的な情報システムに発展させていくなどの、有効活用が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成23年度実施予定の土地利用現況調査は、都の方針変更により区への委託が取りやめになる予定であるため、システムデータの項目や更新方法を検討	蓄積されたデータの有効活用が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	土地利用現況を把握することはまちづくり事業策定等に役立つ

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	バリアフリー整備促進事業	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	バリアフリー整備促進事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称）バリアフリー新法（平成18年法律第91号）	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。				
対象者等	・公共交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 ・公園管理者 ・建築主及び路外駐車場管理者など				
内容	<p>【荒川区バリアフリー基本構想】 これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区全体におけるバリアフリー基本構想の策定 ・新たな重点整備地区の抽出 ・既存地区の基本構想の検証および見直しの実施 <p>【日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想：既存地区】 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、交通公共事業者、道路管理者、交通管理者等との協議を進め、併せて高齢者や障がい者団体等との意見を聴取して基本構想を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通バリアフリー事業推進協議会：円滑なバリアフリー化の実施・進行管理を目的に設置 <p>【町屋・区役所周辺地区交通バリアフリー基本構想：新規地区】 平成21年度に策定した荒川区バリアフリー基本構想により定められた重点整備地区のうち優先順位が最も高い「町屋・区役所周辺地区」の地区別基本構想を策定</p>				
経過	平成12年11月	交通バリアフリー法施行			
	平成14年 3月	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定			
	10月	第1回交通バリアフリー事業推進協議会開催（以後、毎年1回の開催）			
	平成18年12月	バリアフリー新法施行			
	平成22年 3月	荒川区バリアフリー基本構想策定			
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の策定には、委託の実施及び区民、学識経験者、関係事業者等からなる協議会を設置する。 ・地区別基本構想を年1ヶ所ずつ4ヶ所の重点整備地区で策定する。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	63	63	24	24	75	8,610	7,307	
決算額（22年度は見込み）	17	16	16	16	48	7,747	7,307	
人件費		1,100	2,186	2,196	847	5,701		
【事務分担当】（%）		20	40	50	20	70		
合計（+）	17	1,116	2,202	2,212	895	13,448	7,307	
国（特定財源）						2,400	2,300	
都（特定財源）						1,000	0	
その他（特定財源）								
一般財源	17	1,116	2,202	2,212	895	10,048	5,007	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開催回数（日暮里駅周辺地区）	1	1	1	1	1	1	1
	事業者参加率（%）（日暮里駅周辺地区）	100	100	100	100	100	100	100

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		食糧費	会議用賄い	6	会議用賄い	5	会議用賄い
使用料	会場使用料	5	会場使用料	40	会場使用料	94	
報償費	手話通訳等謝礼	7	委員謝礼	186	委員謝礼	158	
委託料	介助業務委託	30	介助業務委託等	20	介助業務委託等	34	
			基本構想策定業務	7,497	基本構想策定業務	7,013	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指 標	新バリアフリー基本構想策定の進捗率	-	-	60%	70%	100%	全体基本構想：60% 地区別基本構想策定毎：10%増
	日暮里周辺地区バリアフリー進捗率（道路）	81%	81%	81%	81%	100%	整備済延長 / 必要整備延長
	日暮里周辺地区バリアフリー進捗率（施設）	78.9%	78.9%	100%	100%	100%	バリアフリー対応済施設数 / バリアフリー対応必要施設数 エレベーター・トイレ

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの要望を各事業に反映していくためには、当然、事業者の協力が必要である。しかし、事業者側にも既存施設の現況や予算等もあり、要望のすべてを反映していくことは難しい。そうした状況のなか、各事業へ区民要望をいかに取り入れていくか、工夫と検討が必要である。 ・全体基本構想で定めた重点整備地区（4ヶ所）のバリアフリー化を推進していく。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 14 区 未実施 8 区）</p> <p>千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区 港区・台東区は新法対応</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p style="text-align: center;">改善により期待する効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民要望の反映が充実できる。 ・事業の進行管理がさらに把握でき、区と各事業者との連携強化が図れる。 ・実施計画を作成することにより、目標にあわせて事業を推進できる。
	<p>荒川区バリアフリー基本構想（全体構想）に基づき、順次、重点整備地区における基本構想を策定する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。

議（要質問）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年一定 日暮里駅のバリアフリー化について 三定 日暮里駅の大改造計画について 四定 日暮里駅総合改善計画について ・平成18年三定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	能見 和哉	内線	2 8 1 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 52 年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の建築物の建設等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図ることを目的とする。				
対象者等	次の建設事業 店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの 6棟又は6戸以上の住宅建設 施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 都市計画法第29条の開発行為に該当するもの 延床面積1,500㎡以上の建築物 その他区長が認めたもの				
内容	<p>建築計画の段階で、以下の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行区域面積に応じた道路の整備 ・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備 ・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・ ゴミ置場、リサイクル物品保管場所の設置 ・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入 ・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮 ・ 景観への配慮、土壌汚染の調査など <p>指導結果として協定書を締結し、協定内容の履行及び維持管理を担保する。 工事完了時に履行内容の確認を行う。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和52年11月1日制定（荒川区開発指導要綱） ・ 昭和58年4月1日（名称が東京都荒川区市街地整備指導要綱となる） ・ 平成9年9月1日現要綱制定（以降7回改正あり 最終改正 平成19年9月27日） ・ 平成19年9月27日に集合住宅の建築及び管理に関する条例を制定したことにより、15戸以上の集合住宅は要綱の対象外となる。 				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指導内容が多岐にわたるため、事前に関係各課と協議をしてもらい、事前申出書提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費		8,619	7,686	10,248	5,506	5,701		
【事務分担当】（%）		100	90	120	65	70		
合計（+）	0	8,619	7,686	10,248	5,506	5,701	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	8,619	7,686	10,248	5,506	5,701	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事前相談（同一箇所複数相談含）	82	78	55	38	16	20	25
	事前申出書提出（件）	45	47	55	39	7	11	15
	協定書締結（件）	28	26	24	25	7	5	10
	協定履行確認（件）	14	16	19	17	24	3	10

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	協定締結率（％）	19/30 =63	4/6 =67	3/10 =30	100	100	各年度に提出のあった物件の協定締結率。 (協定の適用除外物件を除く)

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結に至らないことが多い住宅建設（戸建てや長屋）への対応。 ・ 社会状況、経済状況、区の諸施策等に則した適正な運用が必要である。 ・ 景観条例や街づくり条例等、先々の街づくり施策を視野に入れた要綱のあり方の検討。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 17 区 未実施 5 区 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施区（新宿区、江東区、渋谷区、中野区、豊島区） ・ 条例化の区あり（目黒区、練馬区、足立区、江戸川区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協定締結に至らない問題点と、適正な指導内容の検討	協定締結率の向上。
社会状況等に即した運用	時代に即した無理のない誘導が可能。
景観条例、街づくり条例を視野に入れたあり方の検討	事業者をはじめ区民にとってわかりやすく、合理的な指導、誘導。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区の街づくり施策に合わせた開発誘導が必要である。

況議（要質問状）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅建設対策として要綱の条例化（H19年第2定）
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	永澤慎二	内線	2 8 1 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	魅力ある都市景観づくり事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 11 年度	根拠	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例・		
終期設定	有 無 年度	法令等	市街地整備指導要綱、景観法・都景観条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	荒川区景観計画の策定及び景観条例の制定により、都市景観形成の総合的・計画的な推進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物の建築主 宅地開発を行う事業主 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 荒川区景観形成ガイドラインに沿って、景観形成の適切な誘導を図る。 荒川区景観形成ガイドラインの窓口配布等 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、届出制度を実施。 手続きフロー：事業者が建築計画立案 窓口事前相談 チェックシートの作成 事前申出 受理 17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の施行。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取り組みが進んでいる。 区では20年度、区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施した。 21年度は、景観検討委員会を設置し、基礎調査内容を踏まえ、景観計画(案)を作成する。 今年度は、引き続き景観検討委員会を設置し、区民の意見を反映した景観計画(案)を作成する。 				
経過	平成6年度 平成7年度 平成8 - 10年度 平成11年度 平成16年6月 平成19年度 平成20年度 平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 景観基礎調査 景観基本方針策定調査 景観基本方針案検討 景観基本方針策定 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、景観チェックシートの届出制度を実施。 日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情）をする。 景観法の公布（17年6月全面施行）。 指導要綱のマンション部分を条例化した。 景観法を踏まえ、区内の景観基礎調査を実施。 景観計画(案)、景観条例(案)を作成。 			
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ul style="list-style-type: none"> 20年度 プロポーザルによる委託契約[(株)建設技術研究所、¥4,937,520]、景観基礎調査の実施 21年度 随意契約による委託契約[同上、¥5,999,700]、景観検討委員会設置、景観計画(案)作成。 22年度～ 景観法に基づき、東京都との同意協議。景観行政団体への移行後、景観計画・条例の施行。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	6,034	7,010	5,714	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	4,938	6,711	5,714	
人件費		1,962	3,040	2,562	5,204	4,886		
【事務分担当】（%）		30	50	30	95	110		
合計（+）	0	1,962	3,040	2,562	10,142	11,597	5,714	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,962	3,040	2,562	10,142	11,597	5,714	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	景観チェックシート提出件数	38	45	55	63	19	23	
	指導要綱届出件数	45	47	55	63	7	11	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	景観基礎調査委託	4,938	景観計画策定委託	6,000	景観計画策定委託	5,040
報償費			委員謝礼	711	委員謝礼	674	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	景観計画策定進捗率	-	30	70	80	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	景観条例制定進捗率	-	30	50	100	100	
	チェックシート提出率（%）	100	100	100	100	100	チェックシート提出件数/届出件数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、景観づくりは大変に重要な要素である。 また、平成17年6月の景観法の全面施行に伴い、より景観に配慮した街づくりが求められている。 ・こうした中で、良好な「荒川区らしい景観」を形成するには、息の長い持続的な取り組みが不可欠であり、その取り組みの指針となる景観計画、景観条例を策定することが急務である。 ・そのため、平成20年度に区内の景観の状況や景観資源の把握をするための調査委託を実施し、21年度からは調査内容を踏まえ、景観計画(案)を作成中である。 ・今後の課題は、景観検討委員会の充実と区民の声を反映した景観計画の策定。 ・東京都との同意協議を円滑に進め、年度内に景観条例の制定を目指す。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 8 区 未実施 14 区）</p> <p>景観法に基づいた景観計画、景観条例の制定区：8区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区）</p> <p>策定中の区：7区 （品川区、板橋区、練馬区、台東区、江戸川区、千代田区、渋谷区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都からの景観行政団体同意後の円滑な景観計画及び条例の施行。 ・景観審議会の設置及び円滑な運営。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な景観行政の実施。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

議会議案（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」 ・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	テラス整備率（％）	44	46	46	54	58	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率（％）	42	44	44	44	48	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。 ・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都と連携を図りスーパー堤防等の整備を促進する。	快適で安全な暮らしに資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

議会議決要旨	<ul style="list-style-type: none"> H13一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望 H19二定 テラスの連続性確保の要望 H20四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について H22二定 汐入公園防災用の船着場の活用について
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	日暮里駅総合改善事業	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	日暮里駅総合改善事業費（01-12-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	首都圏の空港アクセス改善緊急対策（H13.5国交省）	
終期設定	有 無	年度	法令等	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	現在のJR及び京成日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、駅の総合改善を行う。				
対象者等	・事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)				
内容	<p>京成電鉄日暮里駅を22年度開業予定の成田空港アクセス新線都心側ターミナルとして、スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上、朝夕ラッシュ時の混雑緩和、バリアフリー化の推進、乗換利便性の向上を図るため駅の改良を行う。</p> <p>【計画概要】 ・主な事業内容 京成日暮里駅の三層構造化（上下線の別ホーム化） 京成スカイライナー専用ホームの新設 JR日暮里駅コンコースの拡幅 バリアフリー化（エレベータ、エスカレータの新設）</p> <p>・事業費 約226億円 ・工期 平成14年度～21年度（完了）</p> <p>【開業記念式典】 ・内容 平成22年7月19日に成田スカイアクセスが開業するのを記念して荒川区が主催となり開業記念イベントを行う。</p>				
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表 8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルートの早期整備が位置付けられる 14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%） 14年度 構造物設計 15年度 構造物設計、支障物移転工事等 16年 3月 工事説明会 4月 安全対策協議会設置 18年 3月 計画上り線切替 19年 7月 京成線・JR連絡口統合化 21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典 22年 3月 日暮里駅工事完了</p>				
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となり、鉄道駅総合改善事業のスキームを用いて、国、都、区が補助する。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>・事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資する ・整備費の一部として日暮里駅整備株に対し、鉄道駅総合改善事業により、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行う</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	195,000	215,500	336,676	201,250	245,000	220,750	6,078	
決算額（22年度は見込み）	86,074	160,176	240,250	192,250	190,000	209,750	6,078	
人件費		2,586	5,978	5,124	2,118	3,258		
【事務分担量】（%）		30	70	60	25	40		
合計（+）	86,074	162,762	246,228	197,374	192,118	213,008	6,078	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	86,074	162,762	246,228	197,374	192,118	213,008	6,078	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	日暮里駅総合改善事業補助金	86,074	160,176	240,250	192,250	190,000	209,750	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	建設事業補助金	190,000	建設事業補助金	209,750	負担金
	委託料				委託料	5,369	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	工事進捗率	63.7%	80.5%	100%	100%	100%	既事業費 / 総事業費（224.2億）
	一日あたりの乗降客数 (京成日暮里駅)	87,756 人	89,404 人	90,200 人	-	-	京成電鉄発表値
	工事にかかる地元説明会（月1回）	11	12	12	-	-	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 日暮里駅整備(株)の円滑な運営
他区の実施状況	（実施 3 区 未実施 区） 京浜急行蒲田駅（大田区）、西武新宿線下井草駅（杉並区）、西武池袋線東長崎駅（豊島区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用者の利便性向上に向けた取組みを継続して進める。	利用者の利便性・快適性の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	日暮里駅整備(株)の適切な運営に関する調整を行う。

議会（要旨）状況	<ul style="list-style-type: none"> 14 四定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について 16 四定 駅総合改善事業の騒音対策について 17 一定 京成線南口の開設について 20 三定 京成日暮里駅南口改札の設置について 22 一定 成田新高速鉄道開業イベントの開催について
----------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠			
終期設定	有 無 26年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が、見直し候補区間に位置付けられたことを受けて、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域内（面積13.5ha、約千世帯2,000人） 路線名 補助92号線 補助188号線 施行主体 東京都 荒川区 計画幅員 20～22m 6～15m 現況 区内は未整備 夕焼けだんだんを除きほぼ完成形 ・ 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。 				
内容	平成17年度	・ まちづくりの必要性について住民説明会・まちづくりに対する住民意向調査 ・ 地元まちづくり組織の立上げ支援			
	平成18年度	・ まちづくり協議会の設立及び運営支援（11回開催） 検討テーマ「地域課題整理」「地域交通」「街並み・街づくり」			
	平成19年度	・ まちづくりニュースの発行・配布（第1～6号発行・三丁目全戸配布） ・ まちづくり協議会における勉強会（10回開催） 検討テーマ「安全・安心まちづくり」「計画素案の作成」			
	平成20年度	・ まちづくりニュースの発行・配布（第7～10号発行・三丁目全戸配布） ・ まちづくり計画素案説明会・計画素案に対する住民意向調査			
	平成21年度	・ まちづくり協議会における勉強会「素案の修正」 ・ まちづくりニュースの発行・配布 ・ まちづくり計画素案説明会・計画素案に対する住民意向調査 ・ まちづくり計画策定			
経過	昭和56年	第一次事業化計画			
	平成3年	第二次事業化計画（～平成15年度）			
	平成15年度	日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）			
	平成16年3月	第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） この中で都市計画の見直し候補区間として補助92号線や補助188号線などが選定された			
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成21年度 まちづくり協議会の運営支援を中心に業務委託を実施 委託業務名：西日暮里三丁目まちづくり計画作成等に関する業務委託 受託者名：(株)都市総合計画 委託料：2,394,000円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	2,316	4,801	4,800	4,800	2,400	-	
決算額（22年度は見込み）	-	2,288	4,787	4,799	4,799	2,394	-	
人件費		4,310	5,124	4,697	6,776	3,666		
【事務分担量】（%）		50	60	55	80	80		
合計（+）	0	6,598	9,911	9,496	11,575	6,060	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	6,598	9,911	9,496	11,575	6,060	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	まちづくり計画作成業務委託		2,288	4,787	4,799	4,799	2,394	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13委託料	計画作成業務委託	4,799	-	計画作成業務委託	2,394	-

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	まちづくり計画策定進捗率	50 %	75 %	100 %	-	-	地元説明・周知：10% 協議会設立：25% 骨格案作成：50% 素案作成：75% 策定完了：100%
	まちづくり協議会の活動状況	10回	12回	6回	-	-	住民の関心度を示す指数 計画策定後も活動継続が理想
	住民アンケート回収率	14 %	7 %	6 %	-	-	住民の関心度を示す指数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内面積の大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。 ・ 地区内道路を6mに拡幅することに対し、地域住民の合意取得が困難なため、道路に関する地区計画の策定は難しい状況である。（まちづくり計画では、将来像において道路拡幅を掲げている）
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 1 区 未実施 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集事業やまちづくり交付金事業を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	開発事業者等にまちづくり計画を提示し、街づくりの協力を求める。	まちづくり計画を計画的に実行する。
	東京都の都市計画道路補助92号線等の見直し検討に合わせた、まちづくり協議会との連携を図る。	まちづくり計画の実効性を高める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

況議（要質問）	<p>H17四定 補助92号線の見直しについて見解を問う</p>
---------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	日暮里駅前広場等の整備	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠法令等	道路法、荒川区管理通路条例		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]			
目的	区は、平成14年3月に日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定し、駅及び駅周辺のバリアフリー化を進めている。このうち、駅東口では再開発事業や新交通建設工事により、駅前広場には、上空に新交通の駅舎・ペDESTリアンデッキ、地下に都市計画駐輪場が整備された。これらの復旧工事の範囲内で、新たな人や車両の流れに対応する駅前広場の整備を検討し、通称イベント広場を有する広場に再編する。				
対象者等	交通広場 ・約6,400㎡ 平成8年8月23日都市計画決定 管理者は 東京都第六建設事務所(3/4)・JR東日本(1/4) (都道及び区道区域) (区管理通路条例区域)				
内容	より安全で使いやすい広場とするため、区として地元等の要望事項をまとめ、道路管理者・交通管理者・土地所有者と協議を行い、整備促進に努める。 復旧前の問題点・・・ 歩道内に自転車置場が設置してあるため、歩きづらい 夕方以降、客待ちのタクシーが区道上に並び、バスの運行に支障となっている 道灌広場は新交通の工事で廃止。地元はお祭り等を行える広場の整備を要望				
経過	平成14年3月 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定 平成14年度 日暮里駅交通結節点調査検討会（～平成15年度） 平成18年度 復旧形態の区案をもとに建設局・警察・交通局と協議し、都区の課長級で確認書 平成19年度 警視庁協議を通じて復旧線形を調整し、それぞれの復旧主体が整備工事を実施				
必要性	・駅前広場は、日暮里駅前周辺地区地区計画区域内にあり、広場再編と緑豊かな良好な駅前環境形成が必要である。 ・駅前広場では、各種イベント・ラジオ体操・盆踊りなどが行われ、道路を活用した地域活性化イベントのできるスペースとして広場状空地が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 交通広場は、新交通建設事務所及び再開発組合(ひぐらし西・ひぐらし中央)が整備した。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額(22年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	-	
人件費		862	3,416	2,989	1,694	1,629		
【事務分担量】(%)		10	40	35	20	20		
合計(+)	0	862	3,416	2,989	1,694	1,629	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	862	3,416	2,989	1,694	1,629	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指標	広場再編整備進捗率	95 %	95 %	95 %	100 %	100 %	計画策定：10% 着工：50% 竣工：95% 管理体制確立：100%

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ひぐらし西地区の再開発事業実施に併せて交番は移転し、現在、仮設の状態にある。19年度秋に警視庁は仮設の位置に本設交番を設置することを決定したが、その工事の際の仮設交番の位置は未定である。 ・地下駐輪場の上部に広場は確保できたので、今後、管理主体・管理方法等を都区それぞれの道路管理者を交えて定める必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
イベント広場の有効活用を推進する。	地域の活性化、観光振興

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	イベント広場としての活用を促進する。

議会（要質問）状況	<p>H18三定 日暮里駅前交番が世界の玄関にふさわしいものとなるよう働きかけを</p> <p>H19一定 駅前広場内に音楽広場を設置すること</p> <p>H20三定 日暮里駅前広場整備について</p> <p>H21二定 日暮里駅前イベント広場の有効活用</p>
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの推進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠	都市計画法第18条の2		
終期設定	有 無 25 年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	平成21年3月に改正した都市計画マスタープランに掲げる取組事業の推進を図る。				
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当				
内容	都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項の進行管理等を行うため（仮称）市街地整備プログラムを作成する。				
経過	H 8 年度：当初の都市計画マスタープラン策定 H 1 7 年度：基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 H 1 8 年度：区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 H 1 9 年度：策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 H 2 0 年度：策定業務委託、中間案のパブリックコメント 都市計画マスタープラン策定				
必要性	都市計画マスタープランの実効性を高めるとともに、計画的かつ効率的な街づくりを推進する。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額					10,000	11,805		
決算額（22年度は見込み）					9,818	10,658		
人件費			4,310	4,234	6,404	4,723	5,375	
【事務分担量】（%）			50		125	70	80	
合計（+）	0	4,310	4,234	16,222	15,381	5,375	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	4,310	4,234	16,222	15,381	5,375	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	委託業者選定プロポーザル			完了				
	計画策定業務委託				委託完了	委託完了		
	計画策定作業				実施中	完了		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	策定業務委託費	9,398			0	
需用費	印刷・製本費	1,260			0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	市街地整備プログラム策定進捗率（%）	-	10	70	100	100	事例調査：10%、現状分析：30%、方針策定：40%、骨格案作成：70%、素案作成：80%、策定完了：100%

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 8 区 未実施 14 区） 改正を行った区 新宿区（H8 - H20）、台東区（H6 - H18）、世田谷区（H8 - H17）、杉並区（H9 - H14）、豊島区（H12 - H16）、足立区（H6 - H18）、墨田区（H10 - H20）、中野区（H12 - H21）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を行う。	街づくりの計画的かつ効率的な推進を図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	継続	都市計画マスタープランの実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

議（要質問）状況	<ul style="list-style-type: none"> ・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」 ・20一定 「安全・安心の街づくりについて」 ・20三定 「荒川区の街づくりの将来像について」 ・20四定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明		
			担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）								
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠				
終期設定	有	無	37年度	法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]						
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]						
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]						
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。							
対象者等	整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域【荒川地域：約591ha】 （H22年改訂により西日暮里三丁目を追加）【千駄木・向丘・谷中地域 約212ha】 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域【町屋・尾久地区 約280ha】							
内容	<p>当課の役割 ...当区の取組み状況を把握し、東京都に報告や計画修正の提案をする。</p> <p>計画の基本的考え方...延焼遮断帯となる道路等を整備し、防災生活圏を形成する。</p> <p>整備の方針 ...木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保する。</p> <p>整備の内容 ... 骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等「平成18年度で事業終了」）</p> <p>重点整備地域の事業：新防火規制、不燃化、木造密集、近隣まちづくり、街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備、地区計画など</p> <p>整備目標 ...整備地域においては平成37年度までに不燃領域率70%を目指す</p>							
経過	平成7年度	都	-	「防災都市づくり推進計画 基本計画」策定				
	平成8年度	都	-	「防災都市づくり推進計画 整備計画」策定				
	平成9年度	区	-	「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を受けて、調査を実施した（東尾久1丁目の区域）				
	平成10年度	区	-	前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 事業化見合わせ				
	平成14年度	都・区	-	推進計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討				
	同年12月	都	-	第5回地域危険度調査公表				
	平成15年9月	都	-	推進計画改定後の基本計画公表				
	16年3月	都	-	推進計画改定後の整備プログラム公表				
	平成20年2月	都	-	第6回地域危険度調査公表				
	同年5月	都・区	-	第1回町屋・尾久地区木造密集地域対策都区連絡会開催				
	平成22年1月	都・区	-	推進計画（基本計画・整備プログラム）を改訂 千駄木・向丘・谷中地域に西日暮里三丁目を追加 等				
	(参考)不燃領域率の変化		平成8年度	13年度	15年度	18年度	27年度目標	37年度目標
	・荒川地域		50%	55%	54%	61%		70%
	・千駄木・向丘・谷中地域					59%		70%
	・町屋・尾久地区		43%	49%	50%	56%	65%	70%
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額(22年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	-	
人件費		862	854	854	2,541	1,629		
【事務分担量】(%)		10	10	10	30	20		
合計(+)	0	862	854	854	2,541	1,629	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	862	854	854	2,541	1,629	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	全密集地域の不燃領域率（％）	43.1 (H18)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	65.0	土地面積に対する耐火建築面積、道路面積及び空地面積の比率（5年毎計測）

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない 事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	耐震偽装問題対策	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠	建築基準法、耐震改修促進法、区要綱		
終期設定	有 無 21年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	偽装された構造計算により耐震不足を抱えたまま建設されたマンションに関し、以下の対策を実施する。 居住者及び周辺住民の安全確保のための対策 建築基準法に基づく違反是正の指導 マンション居住者の生活再建を視野に入れた適正な支援 偽装された確認申請書の確認処理に関する法的な整理				
対象者等	グランドステージ町屋居住者（30戸）及び周辺住民				
内容	<p>区、東鉄工業株式会社（元請会社）、GS町屋対策委員会（マンション居住者代表）の三者による対策協議会を設置して、耐震改修工事に関する検討を重ねてきた。 居住者等の安全確保のための対策及び建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事）の流れ 【 】は完了を示す 【スリット調査】 【基本計画策定】 【工法の選定】 【権利者調整】 【実施計画策定】 【日本建築防災協会による判定】 【仮住居の確保】 【移転】 【工事着手】 【竣工（違反是正完了）】 マンション居住者の生活再建等の適正な支援及び確認処理に関する法的な整理の流れ 居住者支援（協議会対応、補助事業の適用、早急な工事の推進）を行う一方で、全国的な債権整理の動向を勘案しながら、区、GS町屋、東鉄株の各々の裁判又はそれに準じた機関による審判に基づく責任の明確化及びその対処について検討する。 なお、補助金の導入（助成）に際しては、居住者負担額の1/2を上限とした上で、居住者がユーザーの破産管財人から受ける債権の配当率と同率を助成金から控除する。また、責任が明確になるまでの支援は、地元自治体の業務として対処する。</p>				
経過	<p>H13. 2.21 建築確認（荒川区） H17.11.18 姉齒物件が1件あることが判明 11.22 荒川区マンション耐震問題対策本部を設置 H18.1~3 耐震調査委託実施（調査結果：保有水平耐力0.58） 10.22 GS 東鉄 基本計画策定業務委託契約締結 H19. 4.12 GS 東鉄 実施計画策定業務委託契約締結、コンサル業務委託契約締結 H21. 2. 1 耐震改修工事着工 11.31 耐震改修工事完了</p>				
必要性	建築基準法に基づく違反是正指導及び居住者、周辺住民の安全確保は、実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区の業務は、三者協議会の対応及び建築基準法に基づく指導、誘導並びに支援と補助金業務などである。基本計画策定、実施計画策定、耐震改修工事などの一連の事業は、GS町屋管理組合が行う業務となる。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	0	0	24,432	45,750	104,576	-	
決算額（22年度は見込み）	-	3,948	3,982	5,950	17,611	101,803	-	
人件費		-	5,978	3,416	4,659	7,330		
【事務分担量】（%）		-	70	40	55	90		
合計（+）	0	3,948	9,960	9,366	22,270	109,133	0	
国（特定財源）		2,632	1,991	2,975	8,186	47,125		
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,316	7,969	6,391	14,084	62,008	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	耐震調査（単位：千円）		3,948					-
	助成金交付（単位：千円）			3,982	5,950	17,661	101,803	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	実施計画策定費助成	5,250	工事費助成	77,622	-	0
	平成19年度予算繰越		移転費助成	6,037			
	移転費助成	5,975	家賃助成	18,144			
	家賃助成	6,386					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
指	建築基準法に基づく違反是正出来高率（耐震改修工事の実施）（％）	40	60	100	100		協議会設立：10%、現況調査：30%、基本設計：40%、実施設計：50%、工事着工：60%、竣工：100%
標	居住者への適正な支援（補助事業の執行率）（％）	5	20	100	100		設計、工事の各段階で助成金交付の達成度（助成額 / 助成総額 × 100）

（問題点・課題） 指標分析						
	他区の実況	（実施区 未実施区）				
実況	保有水平耐力0.5以上のマンション16件 工事完了8件、工事中1件、未実施7件					

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	耐震補強工事及び再入居の終了に伴い、支援を終了する。

議（要旨） 状況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	セメントサイロ跡地利用計画	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]			
目的	J R 貨物隅田川駅構内のセメントサイロ跡地に地域活性化に資する施設を導入することを目指して J R 貨物と土地利用検討を進める。				
対象者等	セメントサイロ跡地（約15000㎡）及び区有地（約41㎡） 南千住四丁目1番				
内容	<p>南千住東側地域は、再開発事業等によりにぎわいのある街となった。</p> <p>この中で、セメントサイロ跡地は南千住駅東側に位置し商業施設等とドノウ通りに隣接する絶好のロケーションにある。区としては、この敷地に南千住東側地域だけでなく区全体の活性化にも寄与する施設を導入することが必要と考え、平成19年3月にJ R 貨物と基本合意書を締結し、土地利用内容の決定に向けて検討していたところである。しかしその後JR貨物側で隅田川駅構内の改良検討がなされ、21年度～24年度で改良事業を行うことが発表された。駅改良事業により跡地の規模・形状に影響が生じる可能性があるため跡地利用計画の策定、計画に伴う開発は当初予定から遅れる。</p> <p>基本合意書の概要 事業用借地方式を用いた事業を共同で検討する。 跡地利用（10～15年間）に住宅開発は含まない。 利用計画にJ R 貨物の採算性を考慮する。 計画策定、事業者選定にあたり協議会を設置する。 計画決定の段階で区有地の扱いを協議する。</p>				
経過	H18年 3月 セメントサイロ営業停止、区がJ R 貨物に地域に貢献に資する開発を要請 12月 J R 貨物開発部長から跡地利用に関する共同調査実施等の要望書 19年 2月 都市整備部長名で共同調査等了承の回答 3月 J R 貨物と区で基本合意書を締結 8月 区が調査委託契約締結 20年 6月 J R 貨物より跡地利用計画に関する中止の申入れ 20年 7月 J R 貨物内で隅田川駅構内改良計画について検討開始 21年 6月 駅構内改良計画がまとまりJ R 貨物が区に説明 10月 工事着工（H25末まで）				
必要性	当該地は、南千住東側地域において最後に残った未利用地であり、駅東側地域の顔となる土地であることから、開発に対して区が関与し、土地利用について規制・誘導していくことが必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 基本合意書では、土地利用計画の決定や事業候補者の募集・選定に関して、関係者の意見を聴取するため、協議会を設置することとなっている。その事務補助業務についても区とJ R 貨物で費用を1/2ずつ負担して、委託で実施することとなっている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	3,000	5,000	5,000	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	2,940	0	0	-	
人件費		-	3,416	2,989	2,541	1,222		
【事務分担量】（%）		-	40	35	30	15		
合計（+）	0	0	3,416	5,929	2,541	1,222	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）				1,470				
一般財源	0	0	3,416	4,459	2,541	1,222	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	跡地利用計画作成業務委託				2,940			

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	地域活性化施設の導入進捗率	10%	10%	10%	10%	50%	調査委託実施：10% 進出企業公募：30% 進出企業選定：50% 進出企業工事着工：70% 工事竣工：90% 施設開業：100%

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅改良後のサイロ跡地について、前回調査の状況と著しく異なる場合には、再度の調査について検討を要する。 ・ サイロ跡地が最大限残るように、また地域活性化施設が導入できるような跡地が残るようにJR貨物に働きかけていく必要がある。 ・ 区JR貨物双方で共通する土地利用の方針を定めた上で事業者の選定を進めていく必要がある。 ・ 商業開発の場合は、地元の商業者・商店街への影響を配慮する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
JR貨物と共に引続き開発の可能性について検討していく	地域の活性化、賑わいの創出

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	JR貨物構内の整備状況をみて検討を進める。

況議（要質問旨）	<ul style="list-style-type: none"> H18二定 跡地利用をJR貨物と共同で検討するべき H18二定 跡地には住宅でなく、社会資本整備をJR貨物に要請するべき H18三定 跡地に文化施設かホテルを誘致すべき H19二定 跡地利用計画策定の進め方を問う H20二定 地域イメージアップにつながる跡地利用と駅全体の開発コンセプト
----------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	コミュニティバスの利用促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠法令等	道路運送法		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	区内の主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上し、高齢者や障がい者等の交通移動手段を確保する。				
対象者等	バス運行事業者（京成バス株式会社）、バス利用者				
内容	<p>乗務員の接客等も含めて利用者からの評判も良好であり、路線拡充の要望が寄せられている。利用状況も事業者による開業時予測より増加しているが、当初より厳しい営業収支が予測されているため、さらなる利用促進が必要な状況である。</p> <p>また、汐入地区への路線については、20年10月30日に運行を開始した。</p> <p>事業概要</p> <p>運行 京成バス株式会社自主運行方式、区は車両購入費の一部補助</p> <p>料金 大人150円、小人80円、PASMO、シルバーバスの利用可</p> <p>障がい者本人負担額は区が補助</p> <p>バス車両 ノンステップ小型バス（車いす利用可）、6台（定員31～36人乗り） 5台で運行</p> <p>運行経路等</p> <p>（南千01系統） ・南千住駅、南千住図書館、町屋駅、区役所を結ぶ循環運行（約6km、35～40分程度）</p> <p>・15停留所、56便/日、12～20分間隔</p> <p>・南千住駅始発6:40～終発21:15</p> <p>・平成17年4月20日運行開始</p> <p>（南千02系統） ・町屋駅、グリーンハイム荒川を結ぶ片方向運行（約1.5km、5分程度）</p> <p>・4停留所、12便/日、20分間隔</p> <p>・町屋駅始発17:45～終発21:25</p> <p>・平成19年12月30日運行開始</p> <p>（南千03系統） ・南千住駅東口、さくら保育園、汐入公園、南千住駅西口を結ぶ往復運行（片道約3.7km、20分程度）</p> <p>・12停留所、51便/日、20分間隔</p> <p>・南千住駅東口始発 6:40～終発 21:15（南千住駅西口始発・終発も同時刻）</p> <p>・平成20年10月31日運行開始</p>				
経過	<p>12年 6月 「汐入地区と南千住駅を結ぶ循環バスの実現等に関する陳情」</p> <p>13年 2月 区長から都交通局長へ「南千住駅東側地区のバス交通網の整備について」要望書提出</p> <p>5月 区議会から都知事へ「南千住駅東側地区のバス交通網の整備に関する陳情」提出</p> <p>12月 バス交通網の整備の動向として交通体系委員会へ下記4項目を報告</p> <p>上46の延伸(上野松坂屋前)、南千40の新設(墨田一丁目)、南千48の新設(亀戸駅前)、汐入地区内の循環バスは、再開発の進捗状況等を見極めながら検討していくとの交通局の対応</p> <p>16年 8月 所管を政策経営部から都市整備部へ変更</p> <p>12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結</p> <p>17年 4月 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統）</p> <p>18年 2月 さくら運行に関する検討会（京成バス、区）を設置</p> <p>19年 4月 朝ラッシュ時(南千住駅西口発 7:30～8:30)の運行間隔の短縮（1時間あたり4本 5本）</p> <p>19年 9月 子ども家庭支援センター前バス停新設</p> <p>19年 12月 町屋駅 グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統）</p> <p>20年 10月 障がい者用無料乗車券交付開始</p> <p>コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統）</p> <p>21年 3月 バス車両内AED設置</p>				
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	事業者と区職員をメンバーとする検討会において検討を進めていく				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	23,008	-	-	7,840	43,297	5,499	-	
決算額(22年度は見込み)	16,309	-	-	6,260	28,668	5,450	-	
人件費		2,586	4,270	4,270	4,235	6,922		
【事務分担量】(%)		30	50	50	50	85		
合計(+)	16,309	2,586	4,270	10,530	32,903	12,372	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	16,309	2,586	4,270	10,530	32,903	12,372	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	委託料	1,533	委託料	5,450	
工事請負費	工事請負費	16,464					
負担金補助	負担金補助及び交付金	10,000					
一般需用費	消耗品費	671					
	身障者本人運賃補助						
	障害者福祉課事業						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	「さくら」乗車人数（一日あたり）	1,092人	1,188人	1,237人	1,300人	1,300人	
	「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）		490人	789人	800人	900人	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実態・要望を踏まえた既存路線のサービス向上について検討する必要がある。 ・ CO2排出量等環境負荷に配慮した車両の導入について検討する必要がある。 ・ 区内他地域におけるコミュニティバスの導入可能性について検討する必要がある。
他区の実況	<p>（実施 16 区 未実施 6 区）</p> <p>中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	「さくら」運行に関する庁内検討会の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者増による収支改善 ・ 運行ルート拡大の検討

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者・障がい者、交通不便地域に住む住民の日常生活の足として欠かさないものである。

議（会）質（問）状（況）	<p>15年三定 南千住四、八丁目地域を含めたルートの選定を要望する</p> <p>19年二定 コミュニティバス再編でより利便性の高い街に～2ルートの提案</p> <p>20年一定 第3のルート導入</p> <p>20年二定 コミュニティバス「さくら」の汐入地域への路線の延伸</p> <p>22年二定 コミュニティバスの新設</p>
--------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	つくばエクスプレスの利用促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	都市計画課事務費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的促進に関する特別措置法		
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	つくばエクスプレスは、平成17年8月24日に首都圏北東部の交通体系の整備、JR常磐線等の既設鉄道の混雑緩和、首都圏における宅地供給の促進、沿線地域における産業基盤の整備を目指して開業した。区は、開業後の経営基盤の安定化等の課題に対して、沿線自治体と協力して沿線のイメージアップ等、利用促進に取り組む。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第3セクター） ・つくばエクスプレス利用者 				
内容	<p>つくばエクスプレスは都内の秋葉原駅を起点として、東京都千代田区、台東区、荒川区、足立区を経て、さらに埼玉県、千葉県、茨城県つくば市に至る延長58.3kmの都市高速鉄道である。</p> <p>【路線概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート 秋葉原～つくば市 ・路線長 58.3km ・駅数 20駅（荒川区内は南千住駅の1駅） ・開業日 平成17年8月24日 ・事業費 約8,081億円 ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社 ・所要時間 快速45分、区間快速52分 <p>【協議会概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会（沿線11都市：22年度会長は、八潮市） つくばエクスプレス沿線特別区連絡協議会（沿線4区：22年度会長は、荒川区） （両協議会の活動方針） <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化等に関わる関係機関への要請活動 ・関係機関等との連携及び情報交換 ・沿線のイメージアップに向けての取り組み 東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会（事務局：東京都都市基盤部） ・沿線4区の宅地開発及びまちづくりの情報交換 				
経過	<p>昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で位置付けられる</p> <p>平成3年 3月 「首都圏新都市鉄道株式会社」設立</p> <p>7年 9月 「新浅草駅～都県境」都市計画決定（11年6月 全地区都市計画決定）</p> <p>13年 2月 鉄道路線名称をつくばエクスプレスに決定</p> <p>16年 5月 レール締結式（北千住駅構内）</p> <p>7月 トンネル&レールウォークin南千住開催参加者376名</p> <p>17年 6月 南千住駅舎見学会参加者450名（25日）、運行ダイヤ発表（30日）</p> <p>8月 区民試乗会（7日）、開業（24日）</p> <p>11月 南千住スタンプラリー開催参加者214名</p> <p>18年 7月 開業1周年スタンプラリー（ふるさと文化館）</p> <p>11月 第2回つくばエクスプレスまつり</p> <p>19年 3月 バスモ導入</p> <p>11月 第3回つくばエクスプレスまつり</p> <p>20年11月 第4回つくばエクスプレスまつり</p> <p>21年11月 第5回つくばエクスプレスまつり</p>				
必要性	つくばエクスプレスの沿線都市が、協力体制を確立して利用促進を行うことにより、経営安定化や沿線のイメージアップに向けた支援を行う必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 各協議会による運営				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	27,100	100	70	70	70	70	50	
決算額（22年度は見込み）	27,100	100	70	70	70	70	50	
人件費		8,619	854	854	1,271	1,222		
【事務分担量】（%）		100	10	10	15	15		
合計（+）	27,100	8,719	924	924	1,341	1,292	50	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	24,000							
一般財源	3,100	8,719	924	924	1,341	1,292	50	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	首都圏新都市鉄道(株)への出資額	27,000						
	沿線自治体協議会分担金		100	70	70	70	70	50

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		19負担金	T X 関連協議会分担金（4区協 = 20,000、11都市協 = 50,000）	70	T X 関連協議会分担金（4区協 = 20,000、11都市協 = 50,000）	70	T X 関連協議会分担金（11都市協 = 50,000）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	乗車人数（一日あたり）	23.4万人	25.8万人	27万人	-	-	経営安定化及び南千住駅周辺活性化のための利用促進を図る

（問題点・課題分析）	開業後の利用状況は順調に推移しているが、つくばエクスプレスの経営安定化に向けては、平成22年度に一年前倒して目標であった27万人/日を達成した。
	（実施 3 区 未実施 19 区） 常磐新線沿線区（千代田区、台東区、足立区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	沿線自治体協議会の取組み（4区協、11都市協）	沿線のイメージアップ T X 利用者の増 経営安定化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	沿線地区の活性化のために利用促進を図る必要がある

（状況）	・14一定	つくばエクスプレスの運営はについて
	・14三定	J R 常磐線の北口の新設について
	・18一定	J R 常磐線北口の開設について

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
		担当者名	菊嶋信一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり ・ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり ・ 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 				
対象者等	区民				
内容	<p>区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を図る。</p> <p>まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。</p> <p>区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街づくり条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の街づくりの基本的な理念 ・ 現行制度の体系化 ・ 区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化 ・ 街づくりに関する団体、NPOなどへの支援 				
経過	中低層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発しており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。				
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをきっかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都市計画マスタープランの策定を受けて、区民の手によるまちづくりの具体的な支援策や仕組みづくりの検討を進め、併せて街づくり条例制定のための実態調査の実施及び住環境の保全等の手法を検討する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費		-	1,570	1,585	4,609	2,362		
【事務分担量】（%）		-	40	40	90	50		
合計（+）	0	0	1,570	1,585	4,609	2,362	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	1,570	1,585	4,609	2,362	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	街づくり条例制定の進捗率	20	30	50	50	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	支援制度確立の進捗率	30	50	75	75	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：75%、策定完了：100%

（問題点・課題）	<p>地区計画は、市街地の住環境向上や商店街の基盤整備、景観形成など様々な秩序化への活用が考えられるため、それらの目的に対応できる住民参加の手法を確立する必要がある。</p> <p>各街づくり事業における住民組織との話し合いを継続するとともに、意見を反映させる仕組みや住民組織の自立化を検討する必要がある。</p> <p>街づくり条例は、既に施行若しくは検討している諸制度を集約することとなるため、制定に際しては法令・諸制度の関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映させることが必要である。</p>
	<p>（実施 13 区 未実施 区）</p> <p>まちづくり条例制定区：千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区</p> <p>ただし、新宿区、千代田区、台東区は、景観条例とまちづくり条例と一体で制定</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>区民による地区計画制度活用のための専門的な知識や検討の進め方などへの支援体制を確立する。</p>	<p>区民の手による地区計画制度の検討、活用が期待できる。</p>
<p>都市計画マスタープランの検討過程における区民会議の今後の活用を検討する。</p>	<p>まちづくり全般に関する知識を提供することで、リーダーの育成につながる。</p>
<p>区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に即した街づくり条例の在り方を検討するため、調査委託を実施する。</p>	<p>調査結果を踏まえた街づくり条例を制定することで、実効性のある住環境整備手法が確立する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

<p>況議（会質問状）</p> <p>H19年二定：「高度制限地区条例や特別用途地域、地区計画等の活用について」</p>
--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例（マンション条例）	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	能見 和哉	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠	荒川区集合住宅の建設及び管理に関する条例及び施行規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	集合住宅の建築や管理についての基本的なルールを定め、集合住宅の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、集合住宅の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会が形成されることを目的としている。				
対象者等	計画戸数15戸以上の集合住宅の建設事業				
内容	<p>建築計画の段階で、以下の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸面積の制限等（25㎡ 計画戸数が30以上の場合：半数を50㎡） ・近隣関係住民への計画内容の説明 ・敷地面積に応じた道路の整備 ・計画戸数に応じた駐車施設の設置、緊急自動車等の停留スペース（3.5×6m程度） ・防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・電波障害対策の実施 ・管理人室の設置 ・景観への配慮、土壌汚染の調査など <p>条例内容を遵守しない建築主に対しては、勧告、公表を行うことができる。 緑化、駐輪場、廃棄物の各条例が対象となるが、手続きは各々に行う。</p> <p>工事完了時に現地確認を行い条例内容の確認を行うと共に、適正な管理への誘導を行う。</p>				
経過	平成19年9月27日制定 平成20年3月21日条例改正（建築主の報告義務強化）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指導内容が多岐にわたるため、事前に関係各課と協議をしてもらい、建築計画書提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					10,588	8,144		
【事務分担量】（%）					125	100		
合計（+）	0	0	0	0	10,588	8,144	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	10,588	8,144	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事前相談（同一箇所複数相談含）	-	-	-	30	32	20	30
	建築計画書提出（件）	-	-	-	30	19	12	20
	工事完了確認通知書交付（件）	-	-	-	0	9	15	20

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	申請時の条例適合率（％）	30/30 =100	19/19 =100	20/20 =100	100	100	申請時の条例適合率
	完了検査時の条例適合率（％）	-	9/9 =100	15/17 =88	100	100	完了検査時の条例適合率

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会状況、経済状況、区の諸施策等に則した適正な運用が必要である。 ・ 景観条例や街づくり条例等、先々の街づくり施策を視野に入れた要綱のあり方の検討。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例：16区、要綱：6区（千代田区、品川区、大田区、中野区、杉並区、葛飾区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会状況等に則した運用	時代に則した無理のない誘導が可能。
景観条例、街づくり条例を視野に入れたあり方の検討	事業者をはじめ区民にとってわかりやすく、合理的な指導、誘導。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	マンション建築に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のために不可欠である。

況議（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導要綱の条例化（H19年第2定） ・ 集合住宅条例のその後に関する問題（H22年第1定）
--------	--